

平成 29 年 10 月 17 日

教 員 各 位

遺伝子組換え実験安全委員会委員長

ヒト培養細胞利用実験などカルタヘナ法非該当の実験について（通知）

現在、本学で行われる遺伝子組換え実験については、遺伝子組換え実験安全委員会にて審査・承認を行っています。ヒト培養細胞を利用する実験などについては、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（以下「カルタヘナ法」という。）の対象外となるため、本委員会の審査事項とされていませんでした。しかし、他大学の動向等からそのような実験に関しても大学として適正に実施されていることを確認する必要があるため、該当する実験を報告するための仕組みについて検討してきたところで

す。

検討の結果、遺伝子組換え実験計画書（様式第 1 別紙 1）を改め、カルタヘナ法非該当の遺伝子操作実験に対応できるように改正しました。平成 30 年度実施予定の遺伝子組換え実験（カルタヘナ法非該当の遺伝子操作実験を含む。）から新様式を適用します。平成 30 年 2 月に遺伝子組換え実験計画の提出依頼を行い、同年 3 月に委員会を開催し審査・承認を行う予定です。

なお、遺伝子組換え実験計画書（様式第 1 別紙 1）の新様式の記入要領もあわせて作成し、研究支援ポータルに掲載しておりますので、遺伝子組換え実験（カルタヘナ法非該当の遺伝子操作実験を含む。）を予定されている先生方におかれましては、記入要領を参考にいただき、計画的な申請書の提出にご協力をお願いします。

1. 新たに遺伝子組換え実験安全委員会の審査対象となる実験
 - ・ ヒト培養細胞を利用する実験などカルタヘナ法非該当の遺伝子操作実験

2. 今回改正した様式および新たに作成した記入要領
 - ・ 遺伝子組換え実験計画申請書（様式第 1）
 - ・ 遺伝子組換え実験計画書（様式第 1 別紙 1）
 - ・ 遺伝子組換え実験計画書（様式第 1 別紙 1）記入要領

以 上